

『千葉県いじめ防止対策推進条例』 の成立



千葉県議会議員（松戸市選出）

湯浅 和子

2月県議会において、全国で2番目の『いじめ防止対策推進条例』が成立し、4月1日より施行されました。国での法律制定を受けての条例ですが、何が変わり、私たちはどうしなければならないかを考えてみたいと思います。

県内でも

年間年間2万件を超えるいじめが発生

大津市における、いじめが原因とみられる少年の自殺がおこり、さらに全国での同様な事件や児童の虐待問題なども続いて、子どもの命を守ることが最大の課題になってきました。県内でも年間2万件を超えるいじめが発生しています。

民主党県議会会派も、国で精力的に取り組んだ小西参議院議員や現場の先生方の声を聴かせていただいて、条例づくりを行いました。

児童の尊厳の保持が重要な目的

法律の示す目的、第1条は「児童等の尊厳を保持するため」と規定し、教育を受ける児童等の権利を著しく侵害するいじめを防止しなければならないとしています。そのための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とすると定めています。千葉県の条例もその目的に沿ったもので、児童等が健やかに成長することができる環境を整えるとしています。「児童の尊厳を保持する」とい

う一文は重要な目的です。

いじめの定義については、「児童等が心身の苦痛を感じているもの」として、インターネットを通じて行われるものを含めて、心理的または物理的な影響を与える行為と規定しています。学校の内外を問わずあらゆる態様で行われるものを対象にし、誹謗中傷など言葉による攻撃や、無視や仲間はずれなどの不作為な行為は心理的影響を与えることに該当すると読むことができます。

第4条では児童等はいじめを行ってはならない。また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めなければならないと呼びかけています。この項を成功させるためにはいろいろと知恵を働かせ、具体的な措置を講ずる必要がありそうです。

県、学校現場で基本方針策定

これから県は（第5条）県の責務に沿って「県いじめ防止基本方針」（第11条）を定め、学校は「学校いじめ防止基本方針」（第12条）を定めなければなりません。特に学校では今までに校内で起きた直接的な事案を分析し、さらには専門家の方や地域の方々からのご意見も聞いて、社会全体で取り組む問題であることへの理解を広めなければなりません。学校はまた大きな責任を背負うわけですが、だからこそより開かれた学校づくりを目指すチャンスととらえていただきたいものです。

そして15条では教職員の研修や先生方のゆとりある配置もうたわれ、専門的知識のあるソーシャルワーカーやカウンセラーについても十分配慮した配置をするように定められました。是非実現させなければなりません。特に小中学校における少人数学級の実現は、教育現場からの長年の強い要望です。ゆとりある教育が推進されなければいじ

め問題は解消しないと言っても過言ではありません。

ネット上のいじめにも対応

4月28日の新聞報道によりますと県は、第20条の「千葉県いじめ対策調査会」を立ち上げると発表しました。大学教授や精神科医などの有識者で構成され、重大ないじめが県立学校で起きた際の事実確認や調査、いじめ防止に関する研究を手掛けるとしています。中でも最近増加しているスマートフォンなどインターネットを使ったいじめ対策としてネット上を監視する機関を支援し、ネットの適切な利用の周知などの啓発にも力を入れているとしています。県ではすでにネット上への児童の危険な書き込みをチェックし、当該する学校や保護者などに知らせるといった仕組みを作っています。しかしまだその範囲は限定的です。この条例によりあらゆる場面での対策が可能になれば有効だと思います。そして21条の重大な事案への対応では、「関係機関と連携して適切に行う」という表現になっています。警察を意識していると思いますが、あからさまには記されていません。この配慮はうれしいものです。

最後は22条の知事の調査と23条で財政の措置が規定されました。

2月県議会最終日には自民党、民主党など7会派の賛成で成立した条例です。今までいくつもの教育における対策条例が掲げられたと思いますが、理想とはまだ程遠い状況です。今回の条例は、何よりもかけがえのない子どもたちを守るために、条例に命を吹き込み、みんなで連携し住みよい社会を創らなければなりません。皆様のご意見を頂ければ幸いです。